

飯田市「みんなで子育てナビ」協働発行业務公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、妊娠期から未就学のお子さんを育てるご家庭を対象に、子育てに関する情報を分かりやすく提供することを目的とした冊子「みんなで子育てナビ」（以下「子育てナビ」という。）を協働して発行する事業者の募集・選定等について、必要な事項を定めるものである。

なお、この事業は、企画提案書が採用された者が募集する広告収入により実施することとし、一切の経費を飯田市が負担することなく子育てナビを発行するものである。

2 事業概要

- (1) 事業名 飯田市「みんなで子育てナビ」協働発行业務
- (2) 事業内容 飯田市「みんなで子育てナビ」協働発行业務仕様書のとおり
- (3) 事業経費 本事業に要する一切の費用は、事業者の負担とする
- (4) 事業期間 協定書締結日から令和 9 年 3 月 31 日
ただし、子育てナビ配布後、事業者が募集し掲載した広告内容に起因する苦情等については、事業者においてこれに対応するものとする

3 参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者でないこと。
- (2) 応募書類の提出日現在において、飯田市入札参加資格者名簿（物品等）に登録されている飯田市内本店業者であること。
- (3) 自社で、企画、デザインやレイアウト等の編集ができ、オフセット印刷が可能であり、4 色以上の印刷機を保有していること。
- (4) 本事業の公告の日から協定書締結までの間において、「飯田市入札参加資格者に係る指名停止要綱」による入札参加停止の期間がないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者で、再度の入札参加資格審査の申請を行い、認定を受けた者については、更生手続開始又は再生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。
- (6) 子育てナビと類似する冊子の発行业務について、実績を有する者であること。

4 事業者募集スケジュール

- (1) 応募書類の提出期間 10 月 23 日（金）～11 月 12 日（木）午後 5 時まで
- (2) 仕様書等に関する質問受付 10 月 23 日（金）～10 月 30 日（金）午後 5 時まで
- (3) 質問回答 11 月 6 日（金）
- (4) 審査結果通知 11 月中旬
- (5) 協定の締結 11 月中旬

5 応募書類の提出

(1) 提出書類

①申込書（様式1）

②企画提案書（任意様式）

※別紙「企画提案書記載項目」に従い作成すること

※提案書は、日本産業規格 A4 サイズとすること

③過去に制作した子育てナビと類似する冊子見本

(2) 提出先

飯田市こども未来健康部こども課子育て支援係

飯田市本町1丁目15番地 りんご庁舎2階

電話番号：0265-22-4511 内線 5346

(3) 提出方法

紙媒体を持参 土・日曜日、祝日・休日を除く平日8時30分から午後5時15分まで

(4) 提出期間

上記4(1)のとおり

6 仕様書等に関する質問受付及び回答

(1) 質問方法 質問書（様式2）に必要事項を入力し、電子メールにより提出

メール送信後は、上記5(2)へメール受信確認の電話を入れること。

(2) 送信先 kodomo@city.iida.nagano.jp

(3) 質問期間 上記4(2)のとおり

(4) 回答方法 期日は上記4(3)のとおり

本市公式ウェブサイトには質疑回答書を掲載するので、質問の有無に関わらず確認のこと。

7 企画提案評価及び選定手続き

(1) 審査委員会

企画提案の審査、評価及び優先提案者の特定を行うため、「みんなで子育てナビ」協働発行事業者選定審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置し、企画提案について評価を行う。企画提案の審査は、提出された応募書類（企画提案書、類似冊子見本等）に基づく書面審査により行うものとする。

審査にあたり、提出された企画提案書等の記載内容について確認が必要と認められる場合は、応募事業者に対して書面等により照会を行うことがある。

(2) 評価基準及び優先提案者の選定

評価基準は下表のとおりとする。

別紙「提案書記載項目」に従い作成された提案者の企画提案書の内容について、項目ごとに評価し、その合計点を評価点とする。評価点の上位者を優先提案者とする。上位者の評価点が同点となった場合は、委員の協議により決定する。

なお、応募事業者が1社のみであった場合においても審査を行い、総合評価点が満点の60%（60点）以上である場合に限り、優先提案者として選定する。評価点が60点未満の場合は非

選定とし、協定の締結は行わない。

また失格となった提案者の企画提案書は評価しない。

評価項目	評価基準	配点
実施方針	基本方針が本事業に合致しているか 問い合わせや苦情に対する対応が考えられているか	10
実績	同種・同類の業務実績があるか	5
実施体制	本業務を的確に実施するための体制が確保されているか	10
スケジュール	本業務を的確に進められるスケジュールとなっているか	10
構成	子育てナビ（これまでの「子育てナビ」「パパナビ」「まご手帳」を統合して）1冊にする構成が考えられているか	10
レイアウト	行政情報と広告等の区別がつきやすく、利用者が読みやすいレイアウトになっているか 広告である旨の明記、広告主等を市が推奨していると解されないための工夫が考えられているか	15
改善提案	より良い改善に繋がる内容の提案があるか	10
広告募集	子育てナビの信頼性を確保するための広告募集の方針と手法が提示されているか	10
	妊娠期から未就学児を育てる世帯にとって、役立つ情報や有益性の高い広告が掲載されるよう考慮されているか	10
独自提案	子育て情報に関する独自提案があるか	10

(3) 審査結果の通知及び公表

審査結果は、すべての提案者に電子メールにより通知する。電話、口頭、FAX 等による問合せには応じない。また、審査結果に対する異議を申し立てることはできない。

協定締結後、市ウェブサイトにて「事業者名、全提案者の評価点（非選定者は事業者 A 等の表記）及び順位」を公表する。

(4) 失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ①応募書類の提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合
- ②企画提案書等に虚偽の記載があった場合
- ③審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ④本実施要領に違反すると認められる場合

8 協定の締結

優先提案者となった者は、本市と協議のうえ、主に以下の条件を満たす協定を締結するものとする。なお、協定交渉が不成立となった場合は、次点提案者と協定締結の協議を行うことがある。

- (1) 本事業の実施に必要な一切の費用（企画、編集、印刷、配送、広告募集等）は事業者の負担とし、市は一切の費用を負担しないこと。
- (2) 広告収入の余剰が生じた場合は事業者に帰属し、不足が生じた場合も事業者の自己負担と

すること。

- (3) 掲載広告の内容及び広告募集活動に関する苦情・トラブルは、事業者が一切の責任を負うこと。
- (4) 企画・編集・デザイン・印刷業務の再委託は原則禁止とし、その他の業務を再委託する場合は事前に市の書面承認を得ること。

別紙 企画提案書記載項目

項目		記載内容
1 基本事項	1.1 会社概要	会社概要、事業内容、事業所・拠点、組織構成
	1.2 実施方針	本事業の基本方針 問い合わせや苦情に対する対応
	1.3 実績	子育てナビと類似する冊子の作成実績
	1.4 実施体制	実施体制 協力会社がある場合は提案者と協力会社の業務分担 ※自社で行う業務（企画・デザイン・編集・印刷）と再委託できる業務の分担
	1.5 スケジュール	工程を示したスケジュール
2 子育てナビ	2.1 構成	子育てナビ、パパナビ、まご手帳を1冊にする際の構成
	2.2 レイアウト	行政情報及び広告等の予定レイアウト 広告である旨の明記、広告主等を市が推奨していると解されないための工夫
	2.3 改善提案	より良い改善に繋がる内容の提案
3 広告募集	3.1 方針・手法	公的信頼性を損なわないための広告募集の方針 広告募集の手法
	3.2 有効性・有益性	妊産婦及び未就学児の保護者等に配慮した広告ジャンルの考え方
4 独自提案		仕様書に記載のない項目で子育て情報に関する独自提案